

根室市選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による請求及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年号外法律第59号）の規定による請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者を次のとおり告示する。

令和3年6月1日根室市選挙管理委員会告示第10号は廃止する。

令和3年8月14日

根室市選挙管理委員会
委員長 袴谷良憲



記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数 425人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数 3,541人
- 3 地方自治法第76条第1項及び同法第80条第1項及び同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数 7,081人